

栄久広告掲載申込規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、栄久広告掲載申込者様（以下、乙とします）に対して、次の通り、栄久広告掲載申込規約を定めます。

第1条（目的）

甲は、乙による栄久広告掲載申込を受けてこれを承諾し、乙に対して、同人結社創作信仰鬼姫狂総本部（以下、当結社とします）に設置した栄久広告貼出所に乙の希望する任意の画像広告を掲載する役務を提供します。

第2条（栄久広告の定義）

栄久広告とは、甲乙の双方がともに久しく栄えることを本義として運用する個人活動家（零細法人代表者を含みます）向けの低価格広告です。資本力のない個人が広告枠を購入することによって当結社に資本を集め、集められた資本を当結社が宣伝のために再投入し、当結社の知名度向上に伴い、間接的に広告枠購入者の知名度向上に役立てることを意図したものです。

第3条（広告種別）

広告種別は、次に定める通りとします。

- (1) 掲載枠貸し切り型画像広告

第4条（掲載規格）

掲載規格は、5MB以下 横 200px × 縦 40px JPEG、GIF、PNG形式とします。

第5条（掲載期間）

掲載期間は、次に定める通りとします。

- (1) 貸し切り型は、1年間で1口とします。

第6条（掲載位置）

掲載位置は、次に定める通りとします。

- (1) 当結社公式サイト全ページサイドバー100枠（変動）

- (2) 当結社都道府県本部公式サイトトップページサイドバー100 枠（変動）
- (3) 当結社市区町村支部個別ページサイドバー200 枠（固定）
- (4) 特設広告一覧ページ都道府県別 2000 枠
- (5) その他随時増設

2 掲載の判定及び順番は、不公平のないようにプログラムによりランダムに決まるものとします。

第7条（掲載枠数）

掲載枠数は、初期設定を都道府県別に 2,000 枠ずつ合計で 94,000 枠とします。但し、需要により随時増設することができるものとします。

第8条（申込資格）

広告掲載申込の資格は、次に定める要件を満たす場合に成立するものとします。

- (1) 原則として 18 歳以上であり、営利非営利を問わず何か真剣な活動を行っており、広告リンクを設定するためのウェブサイトを所有している個人又は零細法人代表者であること
- (2) 20 歳未満の未成年者の場合、保護者の同意が得られていること
- (3) 当結社の活動理念及び活動方針に賛同し、当結社に広告を掲載することで、空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（派生として現代劇及び未来劇も含みます）を通じて日本の鬼の文化の継承と発展に貢献したいと考えていること
- (4) 時代劇及び剣戟を売りとした現代劇並びに未来劇が好きであること
- (5) 日本の歴史や文化に対して関心を持っていること
- (6) 日本及び世界の伝統宗教に関する基本的な理解があること
- (7) 広告する活動が関連する法令及び条例に適合し、公序良俗に反していないこと

第9条（申込方法）

広告掲載の申込は、乙が「栄久広告掲載申込」画面にて申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙が「創作物販売所」にて「栄久広告貼出所広告掲載権」を購入し、甲が指定した銀行口座に乙が所定の申込料金を入金し、甲が入金を確認することで、申込が完了するものとします。

第10条（掲載料金）

広告掲載費用は、次の通りとします。

- (1) 借り切り型は、年額 120,000 円（税込）（月額 10,000 円）とします。

2 初回契約時に限り、前項1号の金額に原作進呈費2,500円を加算するものとします。

第11条（料金支払方法）

広告掲載料金の初回支払は、甲が指定する銀行口座に乙が振り込むことによって行うものとします。初回支払金額は、次に定める通りとします。

(1) 年額制……120,000円（1年分）

(2) 月額制……10,000円（1か月分）

2 初回料金支払時の振込手数料は、乙が負担するものとします。

3 支払期限は、申込日から起算して1ヶ月以内とします。

4 乙が期限内に料金を支払わなかった場合、甲は乙の申込を取り消すことができるものとします。

5 料金支払は自動引き落としとします。

第12条（手数料等）

甲は、乙が支払った広告掲載料金のうち、50%を次に定める諸々の手数料等として差し引くものとします。

(1) 総本部手数料

(2) 都道府県本部手数料

(3) 市区町村支部手数料

(4) 鬼姫基金積立金

(5) 伝道師報酬

(6) 伝道師間接報酬

(7) 根本聖地建設積立金

(8) 口座振替手数料

第13条（広告掲載）

甲は、乙の広告料金支払いを確認した後、速やかに広告を掲載するものとします。

第14条（広告掲載期間の更新）

乙は、広告掲載期間の満了にあたり、原則として1年ごとに期間を自動更新するものとします。

2 甲は、広告掲載期間満了日の1ヶ月前までに乙に対して自動更新の案内をするものとし、広告掲載を中断する場合、乙は、広告掲載期間満了日までにその旨を甲に通知するものと

します。

3 乙が広告掲載を中断した場合、乙が改めて新規に広告掲載の申込をした場合は、甲は、乙の広告の再掲載に対応できるものとします。

第 15 条（延滞金）

甲は、乙が広告掲載料金の支払期限を遅延した場合、乙に対して、次に定める計算によって延滞金を請求することができるものとします。

$$\text{延滞金額} = \text{広告掲載料金} \times \text{利率} 6\% \div 365 \text{日} \times \text{延滞日数}$$

第 16 条（禁止事項）

乙は、次の各号に該当する内容の広告を掲載することはできないものとします。

- (1) 飲酒、喫煙、賭博、性風俗、貸金に関わる内容
- (2) 各種法令、条例、又は公序良俗に反する内容
- (3) 当結社と競合関係にある内容（架空の民間伝承に基づき美少女の鬼を題材にしたキャラクタービジネス）

第 17 条（広告掲載の取消）

乙が次の各号に一つでも該当する場合は、甲は、事前の通知をすることなく、乙の広告の掲載を一時停止又は取り消すことができるものとします。

- (1) 広告掲載申込時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) 甲の運営に干渉又は妨害した場合
- (4) 当結社の所属会員又は他の広告掲載者に対して損害又は著しい精神的苦痛を与えた場合
- (5) 広告掲載料金の支払いの履行を著しく遅滞した場合
- (6) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (7) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (8) 本規約のいずれかに違反した場合
- (9) その他、甲が広告掲載者として不相当と判断した場合

第 18 条（免責事項）

甲は、乙が広告を掲載することによって、商品注文、資料請求、会員登録等の実質的な成果が発生することを保証しないものとし、いかなる損失に対しても何ら責任を負わないものとし、

第 19 条（不可抗力）

天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって甲が運営を継続できなくなった場合、甲は、乙に対する便益の提供を放棄することができるものとし、

第 20 条（解約返金）

乙は、広告掲載料金の入金前に限り、申込を取り消し、有効に解約することができるものとし、

2 甲は、乙によって広告掲載料金の入金となされた後には、解約及び返金に応じないものとし、

第 21 条（有効期間）

本規約は、乙の申込により効力を発し、甲の活動が存続する限り、広告掲載期間が満了するまで有効とし、乙の広告掲載料金の支払債務は、1年ごとに自動更新するものとし、

第 22 条（規約内容の変更）

甲は、自らの活動を継続する上で必要がある場合、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、

2 規約内容の変更は、本規約書が更新され公示された時点で効力を発し、乙は、当該変更事項について承諾するものとし、

第 23 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第 26 条 (未成年者の契約)

乙が未成年者の場合、事前に保護者の同意を得る必要があるものとし、契約時に保護者の氏名及び住所を記載しなければならないものとします。

第 27 条 (本人確認書類の提出)

乙は、本登録申込にあたり、事前又は事後に、乙の本人性及び学籍を証明するために、所定の本人確認書類を甲に提出するものとします。甲は、当該本人確認書類の内容に基づき登録審査を実施するものとします。

2 本人確認書類は、次に定める公的書類を使用できるものとします。

- (1) 運転免許証 (両面)
- (2) 身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- (3) 旅券 (パスポート)
- (4) 乗組員手帳
- (5) マイナンバーカード、住民基本台帳カード (写真付き)
- (6) 学生証
- (7) その他写真付きの公的証明書

- 3 乙が学校在籍者の場合、本人確認書類として学生証を提出するものとします。
- 4 乙が零細法人経営者の場合、当該法人の存在確認のため、別途、登記事項証明書を提出するものとします。

第28条（原作購入者値引き）

乙が本登録の申込の時点で、甲が販売している特定の原作をすべて購入している場合、前10条に定めた登録費用に対して、2,500円分の原作購入者値引きの適用を受けることができるものとします。

2 値引き対象の原作は次の通りとします。

- (1) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／うどん屋にたかる大狐」
- (2) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／生娘を狩る大狸」
- (3) 「鬼神童女遊侠伝」主題歌
- (4) 絵本「鬼神童女遊侠伝/わらべを喰らう猫女」

3 原作購入者値引き適用する場合、購入の事実を客観的に証明するために注文IDを提示するものとします。

4 甲が前項の注文IDを照合できない場合、不正注文又は錯誤注文とみなし、乙に対して値引き額を請求するものとします。

以上の規約条項について、乙が広告掲載申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

平成28年6月8日 作成・施行

平成28年8月5日 改定

平成28年8月31日 改定

平成29年2月28日 改定

平成29年4月17日 改定

平成29年10月11日 改定

平成29年10月23日 改定

平成30年11月9日 改定

令和元年6月18日 改定

令和元年7月31日 改定

令和元年8月4日 改定

令和元年12月29日 改定

令和2年3月8日 改定

令和2年3月13日 改定

令和2年4月17日 改定

令和2年10月9日 改定

令和2年10月17日 改定